

自治基本条例(案)に対する委員から寄せられた意見と 全体会や部会における検討案件

1-1 全体会で検討して方向性を決めていくべき論点

論点①：P14 第10条第3項 「前条項に定めるもののほか市民参加に関し、必要な事項は別の条例を定める」ことにするか？

論点②：P14 第10条 「市は子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めます。」を条項に設けるか？

論点③：P17 第12条第2項 住民投票について「その都度、別に条例で定めるものとします。」となっているが、常設型の住民投票条例は必要ないか？

論点④：P19 (追加資料) 第14条 執行機関の組織の内容についての検討

⇒第3部会に一旦検討を委ねるものとします。本資料のp13へ

論点⑤：P23 第23条 市の特徴を掲げるこの条項を記載するべきかどうか？

論点⑥：P24、25 第24条、第25条 条例の実行性を十分に確保するため、「附属機関を設置する」もしくは「条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定める」などの条文を追加するかどうか？

論点①：P14 第10条第3項 「前条項に定めるもののほか市民参加に関し、必要な事項は別の条例を定める」ことにするか？

【委員の皆さんから寄せられた意見（賛成的な意見）】

ページ	条	項	意見
14	10	3	条例は定める
14	10	3	市民参加について別条例を定めることが必要。 理由：市民参加のための環境を整備し、その効果の拡大を図るためには、市・市民の具体的な行動や手続きを明確にすることが不可欠。 別条例の内容としては、① タウンミーティング等具体的な手段、②市民参加で提案された案件の処理及び結果の市民への周知方法 等
14	10	3	部会の中では、すぐに取り掛かるのも困難であるとの思いから条例の制定には反対でしたが、本来、この条例が市民の力を引き出すことが目的であるし、事務局もそのことを覚悟されていることが伝わりましたので、別の条例を定めるという表現のままで良いと思います。
14	10	3	今のままでよければ、3はなくてよい。 さらに市民参加を望むならば「協働まちづくり条例」などはっきり担保するものを作るということになる。私は後者を支持。

【委員の皆さんから寄せられた（反対的な意見）】

ページ	条	項	意見
14	10	3	削除。1項にすべて網羅されていると思います。このほかにどんな事項があるのか想定できません。

論点②：P14 第10条 「市は子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めます。」を条項に設けるか？

【委員の皆さんから寄せられた意見（記載に賛成的な意見）】

ページ	条	項	意見
14	10		「市は子どものころから自らのまちに愛着を持ち、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めます。」を条項に設ける。 理由：市の将来を担うのは子どもであり、子どもは将来の市政とまちづくりの中核となるべきである。この精神を実現するためには子供に市に対する理解と愛着を植え付け、子どもがそれにふさわしい形で実際にまちづくりに参加できるよう対応しておくことが必要なため。 第6条3項に、「市民は、市政及び町づくりに参加するにあたっては・・・次世代及び市の将来に配慮するものとします」と明記している。
14	10		表現方法は変えるといいと思うが、設けるといいと思います。
14	10		未来を担う子どもに機会を設けることは、将来を考えさせる（岩倉の未来を考える）よい機会になるし、まちを愛するきっかけにもなるので良いことだと思う。市の特徴としても必要。

【委員の皆さんから寄せられた意見（記載に反対的な意見）】

ページ	条	項	意見
14	10	2	「子ども」と特定して条文を設けると全体の整合性を損なうのではないのでしょうか。「子どもの参加」は、入れるべきでないと思います。
14	10		子どもは将来の担い手として重要ではあるが、岩倉市には、子ども条例が整備されており、子どもの参加については、その中の参加する権利7条にあるため、あえて入れる必要はないと思います。

論点③：P17 第12条第2項 住民投票について「その都度、別に条例で定めるものとします。」となっているが、常設型の住民投票条例は必要ないか？

【委員の皆さんから寄せられた意見（必要であるという意見）】

ページ	条	項	意見
17	13	2	必要
17	12	2	岩倉市において住民投票を行う案件が少ないことと、いざ出てきたときには、対象はその案件に合わせたものが良いと思われるため、あらかじめ整備しておく必要性はないと思われます。第1段階としては、地方自治法での対応が良いと思います。

ページ	条	項	意見
17	12	2	【変更】 「その都度」は、削除し、最低限のルールを条例で定めて準備しておくべきだと考える。問題が起きて、その都度、定めるというのは、現実的には難しい。

【委員の皆さんから寄せられた意見（必要ないという意見）】

ページ	条	項	意見
17	12	2	これでよい。
17	13		どんな「住民投票」が出てくるか不明なので常設型では、無理ではないでしょうか。事案に応じた「住民投票」とすべきです。部会では否定されましたが、これからは「住民投票」が頻繁になると予想します。また、そのことは良いことだと思います。

論点⑤：P23 第23条 市の特徴を掲げるこの条項を記載すべきかどうか？

（※記載することの全体合意が得られた場合、その載せ方については第3部会に検討してもらう。）

【委員の皆さんから寄せられた意見（条項の記載に賛成的な意見）】

ページ	条	項	意見
23	23		第23条に類似した条項は他の自治体の自治基本条例には見当たらないが、桜並木を含む五条川が岩倉市民の生活の一部になっており、市民の誇れる財産であることに着目すれば、市民への意識付け及び岩倉らしさを強調する意味からも条項として残すことが望ましい。 ただし第2項を「市は、流域の他の自治体と連携して・・・」とし、国や五条川とのかかわりが少ない他の自治体はカットしてもよいと考える。 第23条の見出しも「市の特徴」ではなく「市の自然と伝統の保護・継承」とする方がわかりやすい。
23	23		2項は必要ない

【委員の皆さんから寄せられた意見（条項の記載に反対的な意見）】

ページ	条	項	意見
23	23		削除。「山車」「囃子」も記述しないといけなくなるのでは。
23	23		反対。おもしろいが、自然災害などで地形の変化が起きたらどうするか？前文にあるので、あえて条項で言わなくて良い。

【質問】

ページ	条	項	意見
23	23	2	「国や他の自治体と連携して五条川流域の環境保全と桜並木の保護」の具体的なイメージは？

論点⑥：P24、25 第24条、第25条 条例の実行性を十分に確保するため、「附属機関を設置する」もしくは「条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定める」などの条文を追加するかどうか？

【委員の皆さんから寄せられた意見（別条例定めることに賛成的な意見）】

ページ	条	項	意見
25	※		事務局としては、第23条、第24条だけでは、実効性が確保されるとは思えず、この条例が市民参加を含めた協働を主軸とするならば、本条例の制定に関わった市民を中心に、「(仮称)岩倉市市民自治推進会議」を附属機関として設置しておくべきだと考える。 【追加】 (附属機関) 第〇条 市長の附属機関として、岩倉市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置きます。 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査及び審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができます。 3 推進会議は、委員10人以内で組織します。 4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱します。 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 6 前各号に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。
25			附属機関を設置したほうが良い
25	24		P25 上1～2段目を支持。
	25		詳しく書かないで、柔軟な対応のできる方法を求む。

【委員の皆さんから寄せられた意見（別条例定めることに反対的な意見）】

ページ	条	項	意見
24	24		○検証する方法として、具体的な附属機関の設置、別の条例の整備についてまでは不要であると思われます。ただし、検証方法については、なんらかの方針を決めておくことは必要であると思います。 ○見直しについては市民の意見を踏まえることが当然必要であると考えますが、協働によるという表現ではなく、市民参加の表現に留める程度が良いかと思います。
	25		

【委員の皆さんから寄せられた意見（第24条及び第25条に対する意見）】

ページ	条	項	意見
24	24		「市長の検証」では良くない。外部機関も含めるべきと思います。 「市は、…」 「執行機関は、…」 を主語にする。

ページ	条	項	意見
			「■検討概要」の2項目の記述と「条文」が、異なるのは何故？ 「検討概要」のとおりで良いと思います。
24	24		市政が本条例に基づいて行われているかどうかの検証は、客観性確保と市（市民・議会・執行機関）の当事者意識尊重を図って「協働」とし、結果の公表は市長が行えばよい。「改善」は原案通り「協働」が妥当。
24	24	1	努める→行う
24	25		OKです。
24	25		原案通りで良い。

1-2 全体会における確認程度にとどめる意見

確認事項①：事業者が出てこなくてよいか？

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
全体			「事業者」が一度も出てこないが、自治基本条例には本当に必要ないのか。

確認事項②：（第2条部分）尊重ではなく、遵守に修正。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
2	2		<p>「市民、議会及び執行機関は、」という主語に対し「この条例の趣旨を尊重するものとします。」という述部への掛かり方は、適切ではありません。条例は、<u>尊重</u>ではなく、<u>遵守</u>しなければならない対象だからです。</p> <p>【変更】</p> <p>第2条 この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、議会及び執行機関は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項を遵守しなければなりません。</p>

確認事項③：（第3条部分）「市民自治活動」の定義を追加する。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
3	3	1	<p>【追加】</p> <p>（9）市民自治活動 市民が住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。</p>
7	3		<p>定義に 「市民自治活動 市民活動団体や地域団体が行う活動及び事業をいいます。」を追加</p>
15			<p>「市民自治活動」を定義づけする。</p>
15			<p>「全体会で検討したいこと」にある「第4条において定義づけ…」は第3条のことかと思えます。</p>

確認事項④：(第5条1項部分)

第5条1項では、「参画」としているが、「参加」にしないでよいか(第6条2項や第10条との整合性)。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
9	5	1	「参加」として、第6条第2項、第10条に合わせる。
9	5	1	「参画」を「参加」に変更する。
9 10	5 6	2	参画?参加? 【参加】ある目的をもつ集まりに一員として加わり、行動をともにすること。「討論に一する」「一者」 【参画】(スル)事業・政策などの計画に加わること。「法律案の作成に一する」

1-3 その他の意見（感想や字句等の修正意見）

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
全体			全体として、各委員が同じ言葉に対し、イメージすることが違う時があると思います。前文、定義のところで具体的にイメージできているか確認したほうが、その後の話がズレにくいと思いますが、時間が足りないですね…。
私見			岩倉団地は30%が外国籍。岩倉市全体では6%くらい。岩倉市よりもっと多い「知立市」が、この問題に触れていませんので、少し触れたのみとしました。地域コミュニティの中では大きな問題ですので気になります。ただし、この比率は一過性のものとなっていると思っています。 条文の中のどこで触れられるのか、難しい面もありますが…。
2	前文		「優しさ」がないと指摘されたが、そもそも、自治基本条例に優しさが必要なのだろうか？すっきり、さわやか感を味わわせる記述を味わって欲しい。 優しい行政は、必要な要求を着実にを行うことだと思う。
2	前文		自治の普遍的な基本理念を分かち合うため、ここに岩倉市自治基本条例を定めます。（問題ないと思います） 【自治】自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること 【普遍的】広く行き渡るさま。極めて多くの物事にあてはまるさま。「生物に共通の一な性質」 【基本】判断・行動・方法などのよりどころとなる大もと。基礎。「一の型」「一を身につける」「一に忠実な演技」 【理念】ある物事についての、こうあるべきだという根本の考え。「憲法の一を尊重する」 【基本理念】組織がその根本に据える理念や目標、思想のこと。
10	6	1	努める→推進する
10	6	2	公共の福祉でよいのか？福祉だけ？表現何かないか
11	7	—	「議会との調整」は、政党の違いなど考えが一致していない組織であるだけに、まず「議会」の意思が一本化されていることが前提になるでしょう。各会派のメンツがあり難しいことと思われま。
11	7	1	「 」は外す
19	15	1	に努める→を行う
20	17	1	に努める→を行う
22	21	1	努める→推進する

2-1 第1部会に一旦検討を委ねる事項

論点⑦：（第1条部分）

目的に「もって市民が幸せに暮らせるまちを築く・・・(一宮市)」のような一文をいれるか。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
6	1		(目的) 大枠をとらえていて良いと思う。

論点⑧：(第3条部分)

「市民」の定義をどうするか。「通勤または通学する者」など住民票がない人も含んでいるが、第5条市民の権利の部分は良いにしても、第7条1項の「議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される・・・」の部分はおかしくないか？

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
7	3	1	「市民」の定義をどうするか？

論点⑨：(第4条(1) ⇔第6条1項部分⇔第8条2項)

「自治の担い手」と「まちづくりの担い手」などの用語の使い方の統一が必要。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
8	4	1	「自治の担い手?」、「まちづくりの担い手?」「自治」の定義も必要か?
10	6	1	「まちづくりの主体?」、「自治の主体?」。「まちづくり条例」と「自治基本条例」の違い?
12	8	2	「まちづくりを推進?」、「自治を推進?」

2-2 第2部会に一旦検討を委ねる事項

論点⑩：(第10条1項)

第10条1項では、「市政への参加」となっているが、「市政及びまちづくりへの参加」としてよかったか(第5条1項や第6条2項、第10条2項との整合性)。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
14	10	1	「市政への参加」を「市政及びまちづくりへの参加」に変更する。
15	10		「市政及びまちづくり」として整合性を持たせる。
14	10	1	「政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設ける」の具体的なイメージは？

論点⑪：(第11条)

第10条～第11条を通じて、「協働の仕組み」というタイトルの割に、「協働」に関する規定が弱いようである。一応、第11条5項において協働が規定されていますが、地域団体と市民活動団体との協働に限定されてしまっている。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
15	11		「市民と市は、相互の役割と責任のもとに対等の立場で協働するよう努めます。」 追加理由：第11条において、市民と市の協働に関する記述が無いので追加する。
15	11	1 6	タイトルが「市民自治活動」となっているが「協働によるまちづくり」を重視して位置付けた方が、よいのでは。 第1項と第2項は団体が違うだけで同じことを言っているがあえて2項立てにしたとあるが、では第3項以降は一緒にしたのか。 第3項の「市民自治」と「自治」の違いは？ 第4項で「お互いに補完し合う」のであれば「市民」でなく「地域団体及び市民活動団体」では。 第6項に地域団体はいらないのか。
15	11	1～ 3	努める→します。
15	11	5	地域団体や市民活動団体は、団体相互が連携と協働をすることで、市民自治活動を推進する
15	11	4	【削除】

ページ	条	項	意見
			市民活動は、市民の手により推進するもの。そのことと合致しない。市民自治活動に対する三者の関係は、第6項で言い尽くしている。
16			「協働」については、ご指摘のとおりですが、文字として記述が難しかった。

2-3 第3部会に一旦検討を委ねる事項

論点⑫：(第8条3項)

第5回検討委員会で、「市長の姿」を入れ込むことに関して概ねの合意を得たが、その表現方法を固める。

【第5回検討委員会で出された意見のまとめ】

- ・「夢を育てる」だけではなく「実現する努力をしてもらいたい」
“実現する努力を促してもらう”
 - ・市長はかっこよくいて欲しい
 - ・職員が意欲的に市政に取り組んでほしい
- } → 等をこめている
- ・「夢」は叶えたりもったりするものでは？
cf. 市民と職員が夢を抱けるような存在でなければなりません。
 - ・～実現に向けて努力しなければなりません。
 - ・「夢を叶える、抱く」方法論がないのに無責任に記載しても良いのか？
cf：任期中に1回は市民が感動するスピーチをして欲しい。
cf：アンケート「市長に夢を育ててもらいましたか？」を問う。
 - ・評価は難しいが抽象的な表現から市長に考えて欲しい。
 - ・経緯としては、最近市役所が暗い
→ もっと職員がイキイキできる場に！という想いを込めた。
 - ・市長がかっこよくなくても、市民・職員がイキイキしていれば良いのでは？
↳ 意見としては賛同、部会で議論

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ数	条	項	意見
12	8	3	条文の内容として若干抵抗を感じます。
12	8	3	「市長は、市民や職員の夢を育てる存在となり、夢の実現に努めるものとします。」に変更。

論点⑬：(第13条と第21条)

第13条(市外や国等との連携)と第21条(国、関係自治体等との連携)が重複しているので、整合をとる。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ数	条	項	意見
18	13		第21条を削除してはどうですか。
22	21	1	第13条があれば必要ないのでは。

ページ	条	項	意見
18	13		13条の内容に統一し21条は削除して良いと考える。
22	21		13条は目的を「まちづくりの推進」としているのに対し、21条は「共通する課題の解決」としているが基本的には両案ともほぼ同一である。ただし13条は市民と議会及び執行機関の役割を分けて項立てした。
18	13	2	13条2項を削除し、21条に整理するとよいと思います。その際、連携が必要な課題として想定するものは、どんなことか議論し、「共通する課題」か「共通するまちづくりの課題」が決められるとよいと思います。
22	21	1	
18	13	2	第5回検討委員会において、「議会及び執行機関は、共通するまちづくりの課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関等、 <u>市外の市民活動団体等</u> と相互に連携するよう努めます。」の下線部分を削除することになったが、例えば、市役所と市外のNPOと連携する機会はあるし、今後とも連携する可能性は十分ある。例えば、災害発生時には、市外のボランティア団体等との連携なくして復旧・復興はあり得ない。

論点④：(第14条)：P19(追加資料) 第14条 執行機関の組織の内容についての検討

- 人事評価や人材育成、定員適正化計画など、具体的な取組について記載すべきかどうか。【第5回検討委員会追加資料の第14条第4項・5項】
- 内部通報について記載すべきかどうか。【第5回検討委員会追加資料の別状として追加することを検討部分】

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
19	14		これでよい(深く詳しくすると、条例が煩雑になる)
19	14		全てあったほうが良い
19	14		<p>執行機関の組織内容について</p> <p>執行機関のうち市長以外は、教育委員会・監査委員等市民サービスや災害発生時の直接的対応にはなじまない組織であると考えられる。</p> <p>また市長を除く執行機関の人事権・要員配置に対する権限などが不明のため第3項以下の規定が的確かどうか明言し難い。</p> <p>従って第3項以下を追加するならばこの点を整理し、市長以外の執行機関も同様権限などを有するならば概略原案の線で進めてもよいと考える。</p> <p>しかし殆どの権限が市長に帰属しているならば</p> <p>第3項「市長は、執行機関において市民サービスが低下しないよう留意するとともに、・・・努めなければなりません。」第4項「市長は、執行機関の・・・」とするのが妥当と考える。</p> <p>追加条項(内部通報)についても同様判断によるが、人事評価・人材育成については各執行機関の、また定員適正化計画は市長の専決権限とも考えられるので入れるならばそれを考慮する必要がある。しかしこれらは入れ</p>

ページ	条	項	意見
			る必然性が無いのではないかと。
19	14	2	ここの設問の意味が不明です。「定義」の第3条第5項で良いではありませんか。 ただし、第14条第4項は削除した方が良いでしょう。
19	14	3	執行機関として環境を整備するうえで必要な責務であると思われるため、追加項目とすることに賛成です。

論点⑭：(第16条2項)

「市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても議会の議決を経なければいけません。」の下線部分はいらないのではないかと。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
20	16	2	「基本計画」も議会の議決を経るのか。これまで通り「基本構想」まででいいのでは。
20	16	2	地方自治法の改正では、総合計画の策定義務がなくなり、基本構想の議決案件がなくなったものです。したがって、もともと基本計画は議決案件ではありません。基本計画の議決については、岩倉市議会基本条例第15条にも規定がありますが、現実的ではないため、今後見直す検討課題となっています。 これらの理由から議決は従来どおり基本構想だけで良いでしょう。

論点⑮：(第22条)

「危機管理や災害等緊急時の対応」について下記の通り寄せられた意見を踏まえて再検討する。。

【委員の皆さんから寄せられた意見】

ページ	条	項	意見
22	22	1 2 3	必要な項目だが、他の条文に比べボリュームがあるので、もう少しシンプルにしても良いのでは。
22	22	2	共助を規定する項であるが、主語が市となっているので、共助にならないのでは。
22	22	3	「団体間」とは何を指すのでしょうか。
22	22	4	下記項を追加する。 「市は、災害等の緊急時に市民等との間に迅速・適切な対応を講じられるよう設備等の整備に努めるものとします。」 追加理由：第1項～第3項は行動・心構えなどソフト（人間系）に特化した記述である。これらを的確・効果的に実践するために必要となるツールなどのハード面の整備が必要と考えられるため。